

(別紙4)

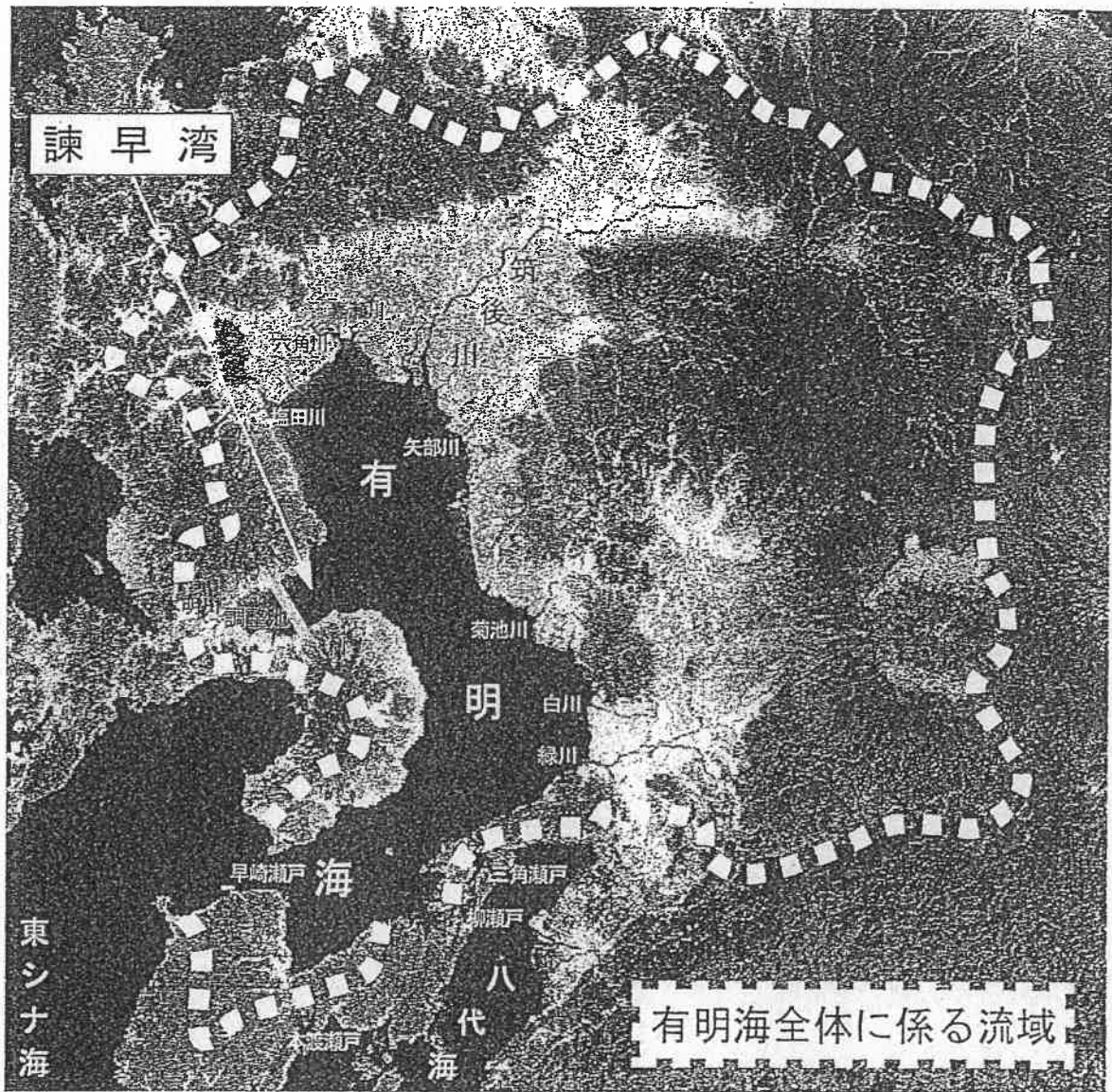
漁業行使権等目録

事件番号	番号	氏名	所属漁協	組合員の種類	加入時期	正組合員から准組合員への異動日	有している漁業行使権に係る第1種共同漁業権	有している漁業行使権に係る第2種共同漁業権	有している漁業行使権に係る第1種区画漁業権	有している漁業行使権に係る第1種区画漁業権	有している漁業行使権に係る第3種区画漁業権
平成22年 ㊦第207号	1 A 1			正	昭和58年12月1日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業)			南区第2007号(第3種貝類養殖業)
	2 A 2			正	平成3年10月8日		南共第1号(ばい漁業を除く。)				南区第2007号(第3種貝類養殖業)
	3 A 3		小長井	正	平成5年11月22日		南共第1号(ばい漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第2002, 2004, 2006, 2008, 2009, 2011, 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)		南区第2014号(第3種貝類養殖業)
	4 A 4			正	平成4年4月24日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第2002, 2004, 2006, 2008, 2009, 2011, 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)		南区第2007号(第3種貝類養殖業)
	5 A 5			正	昭和53年12月12日		南共第1号(ばい漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業, 雑魚かご漁業, 南共第2号(雑魚小型定置漁業))	南区第2002, 2004, 2006, 2008, 2009, 2011, 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)		南区第2007, 2012号(第3種貝類養殖業)
平成22年 ㊦第208号	6 A 6			正	昭和54年10月15日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)			
	7 A 7		国見	正	昭和56年10月9日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)			
	8 A 8			正	昭和54年10月15日		南共第1号(ばい漁業)				
	9 A 9			正	昭和61年2月14日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)			
	10 A 1 0			准	平成1年10月11日	平成26年5月27日		南共第1号(雑魚底刺網漁業)			
平成22年 ㊦第209号	11 A 1 1			正	平成6年4月4日			南共第1号(あなごかご漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)のいづれか又はすべて		
	12 A 1 2			正	昭和53年3月31日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第2種介類垂下式養殖業)のいづれか又はすべて		
	13 A 1 3			正	平成12年3月14日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第3種介類垂下式養殖業)のいづれか又はすべて		
	14 A 1 4			正	平成8年11月5日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第4種介類垂下式養殖業)のいづれか又はすべて		
	15 A 1 5			正	平成15年11月4日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第5種介類垂下式養殖業)のいづれか又はすべて		
16 A 1 6			准	昭和34年2月1日	平成26年5月27日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)			

瑞穂

事件番号	番号	氏名	所属漁協	組合員の種類	加入時期	正組合員から准組合員への異動日	有している漁業行使権に係る第1種共同漁業権	有している漁業行使権に係る第2種共同漁業権	有している漁業行使権に係る第1種区画漁業権	有している漁業行使権に係る第1種区画漁業権	有している漁業行使権に係る第3種区画漁業権
平成23年(第212)号	17	A 1 7		正	昭和34年2月1日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第2007号(第3種貝類養殖業)
	18	A 1 8		正	平成3年2月19日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	19	A 1 9		正	昭和54年6月1日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第1種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	20	A 2 0		正	昭和52年9月25日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第2種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	21	A 2 1		正	昭和34年2月1日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第3種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	22	A 2 2		正	平成4年5月18日			南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第500ないし504(第1種藻類養殖業), 2016及び2017号(第4種介類垂下式養殖業)のいずれか又はすべて	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	23	A 2 3		正	平成6年2月12日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	南区第2003号(第3種貝類養殖業)	
	24	A 2 4		正	昭和47年2月12日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)		南区第2003号(第3種貝類養殖業)	南区第2003号(第3種貝類養殖業)	
	25	A 2 5		正	昭和26年12月18日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)		南区第2003号(第3種貝類養殖業)	南区第2003号(第3種貝類養殖業)	
	26	A 2 6		正	平成17年1月17日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚かご漁業, かにかご漁業)	南区第2005号(第3種貝類養殖業)	南区第2005号(第3種貝類養殖業)	
	27	A 2 7	小長井		昭和59年6月26日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業, 雑魚かご漁業, かにかご漁業, あなごかご漁業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	28	A 2 8		正	平成22年4月5日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚底刺網漁業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	
	29	A 2 9		正	平成10年9月16日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)		南区第2005号(第3種貝類養殖業)	南区第2005号(第3種貝類養殖業)	
	30	A 3 0		正	平成2年11月9日		南共第1号(ばい漁業及びたご漁業を除く。)	南共第1号(雑魚かご漁業, かにかご漁業, あなごかご漁業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	南区第2007号(第3種貝類養殖業)	

事件番号	番号	氏名	所属漁協	組合員の種類	加入時期	正組合員から准組合員への異動日	有している漁業行使権に係る第1種共同漁業権	有している漁業行使権に係る第2種共同漁業権	有している漁業行使権に係る第1種区画漁業権	有している漁業行使権に係る第3種区画漁業権
	31	A 3 1	瑞穂	正	昭和34年2月1日			南共第1号 (雑魚底刺網漁業)	南区第2002, 2004, 2006, 2008, 2009, 2011, 2016及び2017号 (第1種介類垂下式養殖業)	
	32	A 3 2		正	平成22年6月28日			南共第1号 (雑魚底刺網漁業)		
	33	A 3 3		正	昭和34年2月1日			南共第1号 (あなごかご漁業)		



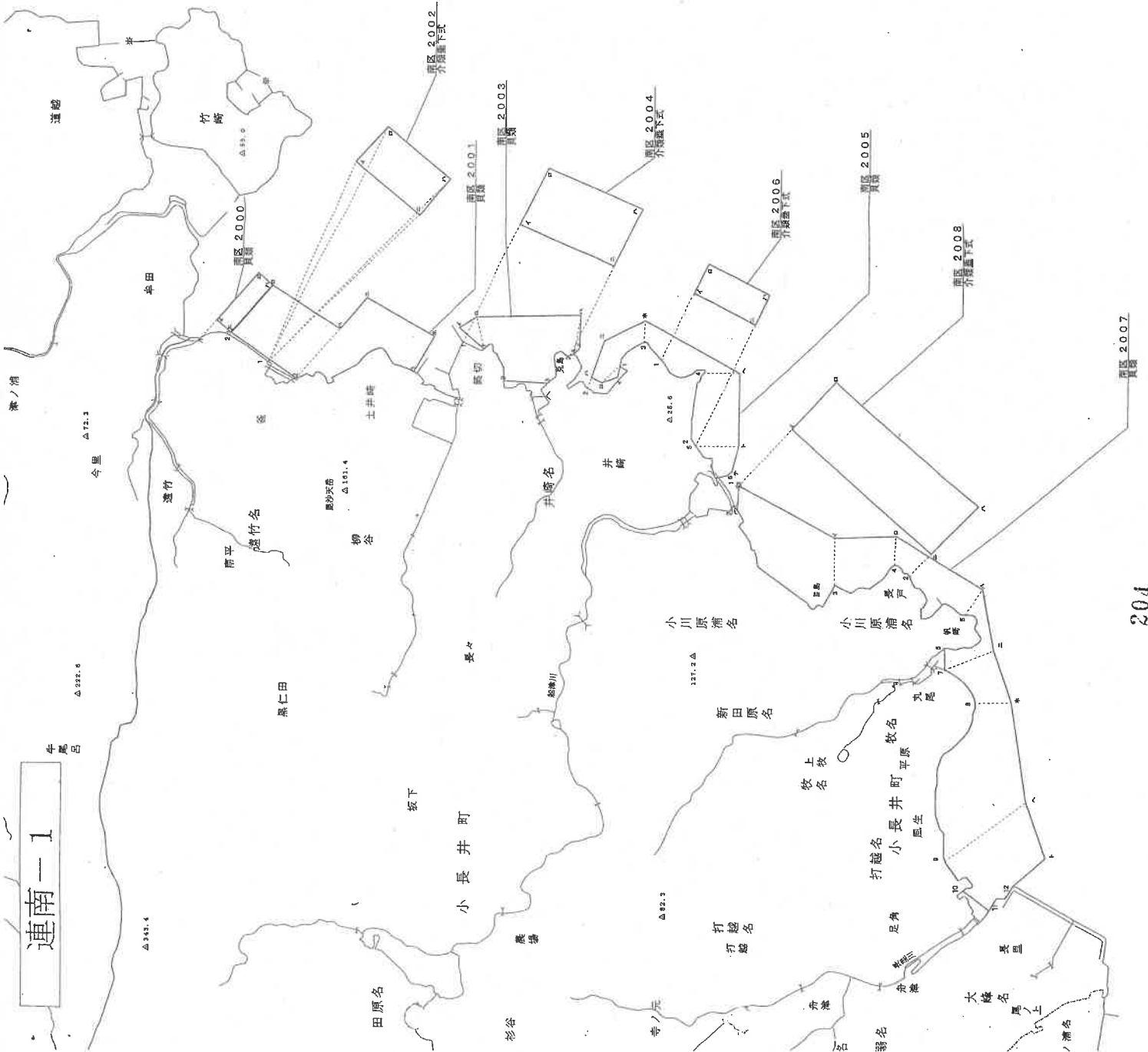
※ 有明海の範囲を熊本県長洲町から長崎県有明町を結ぶ線より北側に限定し、この線より南側を島原湾と区別して呼ぶ場合もあるが、ここでは早崎瀬戸までの全体を有明海と呼ぶ。

図 3-1 有明海の全体位置

(別紙6) 漁業権・漁業権行使規則対照表(小長井)

No.	漁業権の免許				漁業権行使規則				資格	
	免許取得者・管理者	漁業の種類	漁業の名称	証憑	秘定日	免許期限	名称	証憑	資格要件	
1	南比第1号	第1種共同漁業	あかがいの漁業、うまなげ漁業、かき漁業、さるぼろ漁業、たいらぎ漁業、にし漁業、はいがい漁業、ばい漁業、たこ漁業	甲A91	H25.9.1	R5.8.31	小長井町漁業協同組合南比第1号第1種共同漁業権行使規則	甲A123	この組合の個人である組合員であること	
2		第2種共同漁業	焼魚店刺網漁業、焼魚もじ網漁業、焼魚もじ網漁業、焼魚かご漁業、かにかご漁業、いかかご漁業、あなごかご漁業		H25.9.1	R5.8.31	小長井町漁業協同組合南比第1号第2種共同漁業権行使規則	甲A124	個人である組合員であること	
3	南比第2号	第1種共同漁業	あけぼの漁業、まむし漁業、あぶり漁業	甲A92	H25.9.1	R5.8.31	小長井町漁業協同組合南比第2号第1種共同漁業権行使規則	甲A125	この組合の個人である組合員であること	
4		第2種共同漁業	焼魚小型定置漁業		H25.9.1	R5.8.31	小長井町漁業協同組合南比第2号第2種共同漁業権行使規則	甲A126	個人である組合員であること	
5	南区第2001号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A157	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2002号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	H31.4.16 交付審査 権利回復	この組合の正組合員であること	
6	南区第2002号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A158	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2002号、2004号、2005号、2008号、2009号、2011号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
7	南区第2003号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A159	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2003号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	同上	同上	
8	南区第2004号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A160	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2002号、2004号、2006号、2008号、2009号、2011号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
9	南区第2005号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A161	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2003号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	同上	同上	
10	南区第2006号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A162	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2002号、2004号、2006号、2008号、2009号、2011号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
11	小長井町漁業協同組合	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A163	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2003号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	同上	同上	
12	南区第2008号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A164	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2002号、2004号、2006号、2008号、2009号、2011号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
13	南区第2009号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A165	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2002号、2004号、2006号、2008号、2009号、2011号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
14	南区第2011号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A166	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2002号、2004号、2006号、2008号、2009号、2011号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
15	南区第2012号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A167	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2003号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	同上	同上	
16	南区第2014号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A168	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2003号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	同上	同上	
17	南区第2015号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A169	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2001号、2003号、2005号、2007号、2012号、2014号、2015号第3種区画漁業権行使規則	同上	同上	
18	南区第2016号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A170	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2016号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
19	南区第2017号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A171	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2017号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
20	南区第2500号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A172	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2500、2501号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	
21	南区第2501号	第1種区画漁業	介類唐下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A173	H30.9.1	R5.8.31	南区計第2500、2501号第1種区画漁業権行使規則	同上	同上	

連南一1



(別紙10) 漁業権・漁業権行使規則対照表(国見)

No	漁業権の免許										漁業権行使規則		資格
	免許取得者・管理者	免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称	区域	設定日	免許期限	名称	証地	証地	資格要件	
1		南共第1号	第1種共同漁業	あかがい漁業、うみなたけ漁業、かき漁業、さるぼう漁業、たいらぎ漁業、にし漁業、はいがい漁業、ばい漁業、たご漁業	あかがい漁業、うみなたけ漁業、かき漁業、さるぼう漁業、たいらぎ漁業、にし漁業、はいがい漁業、ばい漁業、たご漁業	甲A91	H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第1号第1種共同漁業施行規則	甲A138	この組合の個人である組合員であって、雲仙市国見町土黒地区、神代地区内に住所を有する者であること。		
2			第2種共同漁業	雑魚底刺網漁業、雑魚もじ刺網漁業、雑魚手掛網漁業、雑魚かご漁業、かにかご漁業、いかかご漁業、あなごかご漁業	雑魚底刺網漁業、雑魚もじ刺網漁業、雑魚手掛網漁業、雑魚かご漁業、かにかご漁業、いかかご漁業、あなごかご漁業		H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第1号第2種共同漁業施行規則	甲A139	この組合の個人である組合員であって、雲仙市国見町土黒地区、神代地区内に住所を有する者であること。		
3			第1種共同漁業	あおのり、あまのり、てんぐさ、ひとえぐさ、あざり、はまぐり、まてがい、えむし、しゃこ、なまこ	あおのり、あまのり、てんぐさ、ひとえぐさ、あざり、はまぐり、まてがい、えむし、しゃこ、なまこ		H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第4号第1種共同漁業施行規則	甲A140	この組合の個人である組合員であって、雲仙市国見町神代地区内に住所を有する者であること。		
4		南共第4号	第2種共同漁業	雑魚刺網	雑魚刺網	甲A117	H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第4号第2種共同漁業施行規則	甲A141	この組合の個人である組合員であって、雲仙市国見町神代地区内に住所を有する者であること。		
5	国見漁業協同組合		第1種共同漁業	てんぐさ、わかめ、あざり、えむし、しゃこ	てんぐさ、わかめ、あざり、えむし、しゃこ		H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第5号第1種共同漁業施行規則	甲A142	この組合の個人である組合員であって、雲仙市国見町土黒地区内に住所を有する者であること。		
6		南共第5号	第2種共同漁業	雑魚刺網	雑魚刺網	甲A118	H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第5号第2種共同漁業施行規則	甲A143	雲仙市国見町土黒地区内に住所を有する組合員であって、左記漁業に継続のある者であること。		
7			第1種共同漁業	たいらぎ、ばい、たご	たいらぎ、ばい、たご		H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第79号第1種共同漁業施行規則	甲A144	この組合の個人である組合員であって、雲仙市国見町土黒地区内に住所を有する者であること。		
8		南共第79号	第2種共同漁業	雑魚底刺網、あなごう網、かにかご、いかかご、あなごかご	雑魚底刺網、あなごう網、かにかご、いかかご、あなごかご	甲A119	H25.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南共計第79号第2種共同漁業施行規則	甲A145	個人である組合員であって、雲仙市国見町土黒地区内に住所を有する者であること。		
9		南区第2016号	第1種区画漁業	介蟹垂下式兼漁業(あこや貝を除く)	介蟹垂下式兼漁業(あこや貝を除く)	甲A170	H30.9.1	R5.8.31	国見漁業協同組合南区計第2016号区画漁業種別規則(あこや貝を除く) 行変更規則	甲A149	この組合の正組合員であって、雲仙市国見町土黒・神代地域内に住所を有する者であること。		

(別紙11) 漁業権・漁業権行使規則対照表(補遺)

No.	漁業権の免許				漁業権行使規則				資格	
	免許取得者・管理者	免許番号	漁業の種類	漁業の名称	証号	敷設日	免許期限	名称	証号	資格要件
1	南共第1号	第1種共同漁業	あかがい漁業、うみだけ漁業、かき漁業、さるぼう漁業、たいらぎ漁業、たいし漁業、はいがい漁業、ばい漁業、たこ漁業	甲A91	H25.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南共計第1号第1種共同漁業暫行使用規則	甲A131	この組合の個人である組合員であること。	
2		第2種共同漁業	雑魚並網漁業、雑魚もし網漁業、雑魚手押網漁業、雑魚かご漁業、かにかご漁業、いかかご漁業、いなかご漁業		H25.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南共計第1号第2種共同漁業暫行使用規則	甲A132	この組合の個人である組合員であること。	
3		第1種共同漁業	あまじり、まてがい、えむし、しゃこ	甲A111	H25.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南共計第5号第1種共同漁業暫行使用規則	甲A133	この組合の個人である組合員であること。	
4		第2種共同漁業	雑魚並網漁業		H25.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南共計第5号第2種共同漁業暫行使用規則	甲A134	この組合の個人である組合員であること。	
5	南区第500号	第1種区画漁業	藻類養殖業	甲A174	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第500号、501号、502号、503号、504号第1種区画漁業(第1種藻類養殖業)行使規則	甲A135	この組合の正組合員であること	
6	南区第501号	第1種区画漁業	藻類養殖業	甲A175	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第500号、501号、502号、503号、504号第1種区画漁業(第1種藻類養殖業)行使規則	甲A135	この組合の正組合員であること	
7	南区第502号	第1種区画漁業	藻類養殖業	甲A176	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第500号、501号、502号、503号、504号第1種区画漁業(第1種藻類養殖業)行使規則	甲A135	この組合の正組合員であること	
8	南区第503号	第1種区画漁業	藻類養殖業	甲A177	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第500号、501号、502号、503号、504号第1種区画漁業(第1種藻類養殖業)行使規則	甲A135	この組合の正組合員であること	
9	南区第504号	第1種区画漁業	藻類養殖業	甲A178	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第500号、501号、502号、503号、504号第1種区画漁業(第1種藻類養殖業)行使規則	甲A135	この組合の正組合員であること	
10	南区第2016号	第1種区画漁業	介類頭下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A170	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第2016号第1種区画漁業(第1種介類頭下式養殖業(あこや貝を除く))行使規則	甲A136	この組合の正組合員であること	
11	南区第2017号	第1種区画漁業	介類頭下式養殖業(あこや貝を除く)	甲A171	H30.9.1	R5.8.31	瑞穂漁業協同組合南区計第2017号第1種区画漁業(第1種介類頭下式養殖業(あこや貝を除く))行使規則	甲A137	この組合の正組合員であること	
12	南区第2019号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A179	H30.9.1	R5.8.31				
13	南区第2020号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A180	H30.9.1	R5.8.31				
14	南区第2021号	第3種区画漁業	貝類養殖業	甲A181	H30.9.1	R5.8.31				

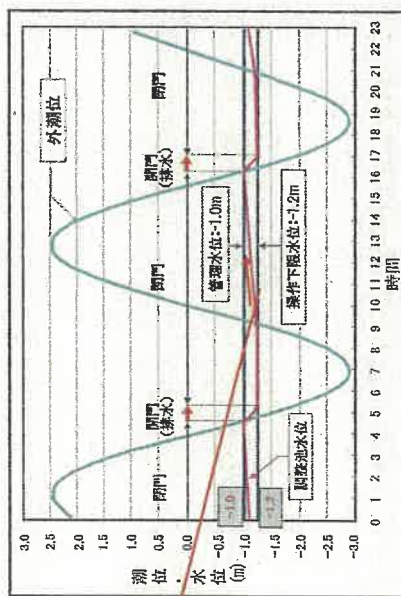
潮受堤防排水門の管理

平成23年11月 九州農政局作成

1. 現在の管理方法

- ・ 調整池水位：標高-1.0mで管理。（操作下限水位：標高-1.2m）
- ・ 排水門操作：諫早湾の潮位（外潮位）低下時に排水門を開き、調整池の水を諫早湾へ排水。
- ・ 排水門開度：外潮位と調整池の水位の差や排水量により、開門するゲート数及び開度を調整。
- ・ 平均排水実績（H18～H22）：約3.4億m³/年 開門回数 約138回/年
 [開門回数の内訳：200万m³未満/回 約84回/年、200～500万m³/回 約40回/年、500～1000万m³/回 約10回/年、1000万m³超/回 約3回/年]

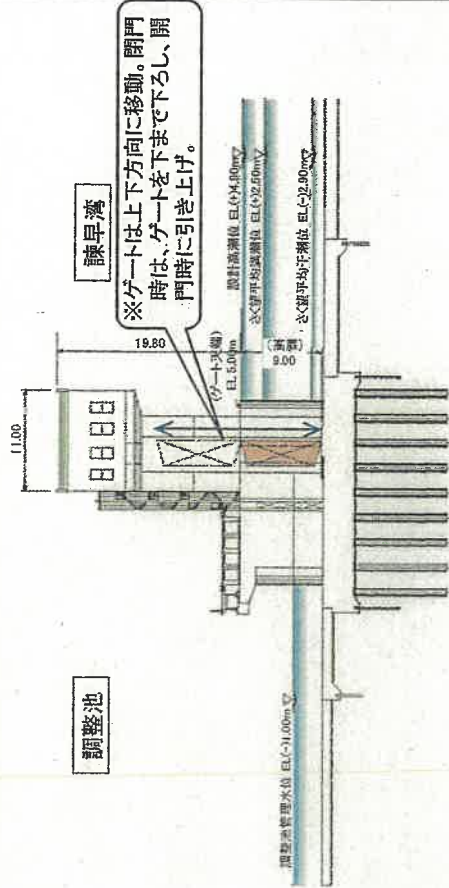
操作方法



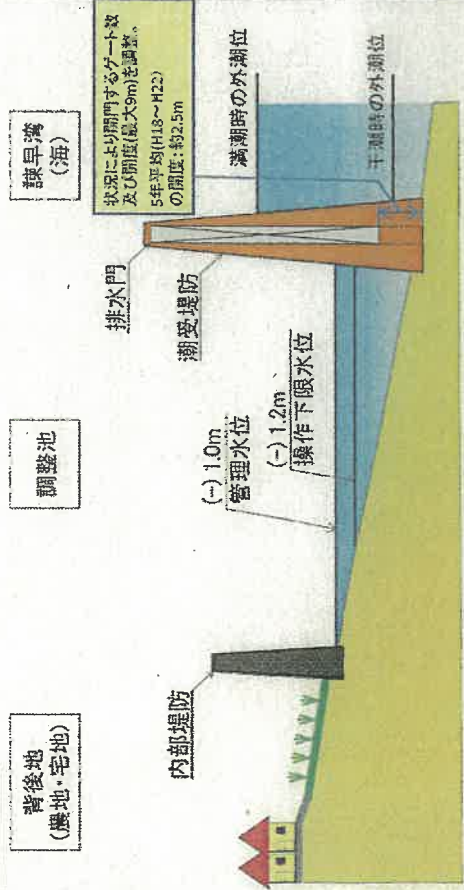
(参考) 排水門 断面図

【排水門諸元】

- ・ 北部排水門：延長200m、ゲート長33.35m×6門
- ・ 南部排水門：延長50m、ゲート長25.00m×2門

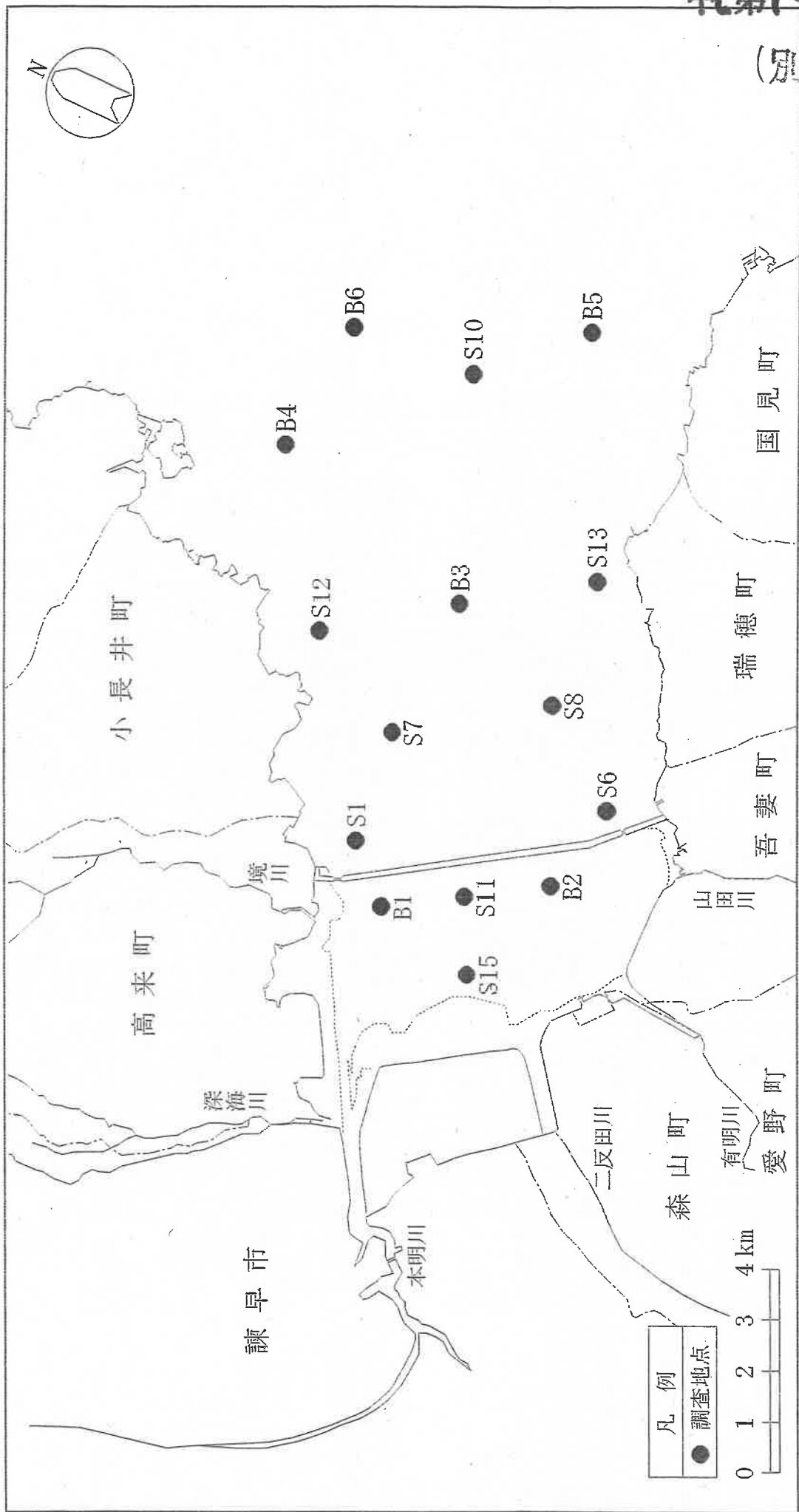


断面図



2. アセス準備書における各開門方法による管理

<p>ケース1 (ケース2の第3段階と同じ)</p>	<p>ケース3-1 (ケース2の第2段階と同じ)</p>	<p>ケース3-2 (ケース2の第1段階と同じ)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 調整池水位：外潮位の変動に伴い、調整池水位が変動 流速：調整池(排水門付近) 最大4m/s程度 海域(諫早湾湾奥部) 最大4m/s程度 排水門操作：全開(9m) 排水門開度：導水時、排水時ともに全開 平均海水交換量：約5,600万m³/回 (約410億m³/年) 	<ul style="list-style-type: none"> 調整池水位：標高-0.5m~標高-1.2mで管理 流速：調整池(排水門付近) 最大1.1m/s程度 海域(諫早湾湾奥部) 最大1.6m/s程度 排水門操作：管理水位内において、外潮位低下時に排水門を開門し調整池の水を排水する。また、外潮位上昇時に排水門を開門し海水を導水する。 排水門開度：導水時90cm、排水時120cm 平均海水交換量：約700万m³/回 (約50億m³/年) 	<ul style="list-style-type: none"> 調整池水位：標高-1.0m~標高-1.2mで管理 流速：調整池(排水門付近) 最大0.8m/s程度 海域(諫早湾湾奥部) 最大0.6m/s程度 排水門操作：管理水位内において、外潮位低下時に排水門を開門し調整池の水を排水する。また、外潮位上昇時に排水門を開門し海水を導水する。 排水門開度：導水時、排水時ともに90cm 平均海水交換量：約150万m³/回 (約10億m³/年)



水質調査地点位置図 (月 1 回調査)

③小長井町漁協・魚類

